

埼玉県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)、及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等業務の登録の申請及び登録)

第2条 法第48条の3第2項、法附則第27条第1項及び省令第26条の2第1項の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(第1号様式1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(第1号様式2)
- (2) 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第1号様式3)
- (3) 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(第1号様式4)
- (4) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、第1号様式5により登録者に通知する。

(事業者の登録更新等)

第3条 法第48条の6第1項及び法附則第27条第2項の規定に基づく法第48条の6第1項の準用規定に基づき、前条により登録を受けた者が法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を更新しようとするときは、あらかじめ、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書」(第2号様式)を、同項第4号に掲げる事項に変更しようとするときは、遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあつては特定行

為業務)を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項及び法附則第27条第2項の規定に基づく法第48条の6第2項の準用規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書」(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

(事業者の登録の取消し等)

第4条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7及び法附則第27条第2項の規定に基づく法第48条の7の準用規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあつては特定行為業務)の停止を命ずることができる。

- (1)法第48条の4各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- (2)法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (3)法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4)虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第5条 法附則第11条及び省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第一号、第二号研修修了者対象)」(第5号様式1)に、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修修了者対象)」(第5号様式2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)住民票の写し
- (2)「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第5号様式3)
- (3)喀痰吸引等研修の修了証明書

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(第6号様式1)を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)」(第6号様式2)を交付する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第6条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定す

る認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。）の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と研修登録機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

- 2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に前条第1項の申請が行われた時は、知事が行う認定特定行為業務従事者認定証の交付決定に基づき、登録研修機関は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（第6号様式3）を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（第6号様式4）を交付する。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）を、汚損した場合にあつては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

（死亡等の届出）

第7条の2 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第8条の2の規定により、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届け出義務者
- (2) 法附則第11条第3項第1号に該当するに至った場合 当該特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
- (3) 法附則第11条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

- 2 前項の届出（同項第一号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(第9号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

(1)法附則第11条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

(2)前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

(3)虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第9条 第5条、第6条、第16条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第11条第2項及び法附則第13条の規定による申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、「喀痰吸引等研修実施要綱」(厚生労働省社会・援護局長通知平成24年3月30日付け社援発0330第43号)により研修(「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条に定める「喀痰吸引等研修」、及び施行規則第26条の3第2項第2号に定める「介護福祉士の実地研修」)及び習得程度の審査等を実施するものとする。

2 申請者は、省令附則第10条の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(第11号様式1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

(2)申請者が個人である場合は、その住民票の写し

(3)「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」(第11号様式2)

(4)「登録研修機関登録適合書類」(第11号様式3)

(5)法附則第19条に規定される業務規程

(6)実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

3 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第1

1 条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第 1 4 条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第 1 5 条第 2 項の規定に基づき登録し、「登録研修機関登録通知書」（第 1 1 号様式 4）により登録者に通知する。

（登録研修機関の登録の更新等）

第 1 1 条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、登録の更新をする場合には、法附則第 1 6 条及び施行令附則第 6 条で定める有効期間満了の一月前までに、「登録研修機関登録更新申請書」（第 1 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第 1 8 条に基づき、変更の一月前までに「登録研修機関変更登録届出書」（第 1 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（第 1 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録研修機関の休廃止）

第 1 2 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 2 0 条及び省令附則第 1 5 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（第 1 5 号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第 1 3 条 知事は、登録研修機関が法附則第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第 2 1 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第 1 4 条 知事は、登録研修機関が法附則第 1 7 条の規定に違反していると認めるときは、法附則第 2 2 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録研修機関の登録の取消し等）

第15条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法附則第14条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき
- (3) 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
- (4) 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請）

第16条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（第16号様式1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
- (3) 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書」（第16号様式2）
- (4) 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書」（第16号様式3）
- (5) 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書」（第16号様式4）
- (6) 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（第5号様式3）
- (7) 認定を受けようとする特定行為を実施していた対象者等との同意書の写し
- (8) 認定を受けようとする特定行為を実施していた記録等、特定行為を実施していた実績を証明する書類

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（第17号様式1）又は「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（第17号様式2）を交付する。

（公示）

第17条 知事は次の各号の一に該当するときは、法第48条の8及び法附則第24

条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

(1)登録をしたとき

(2)法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき

(3)法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届け出があったとき

(4)法第48条の7規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務（特定行為業務）の停止を命じたとき

(5)法附則第23条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に知事が定める。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する法附則第20条に基づく登録及び第16条に基づく認定の手続きは、施行日前においても行うことができるものとする。

附 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。